

平成13年3月15日

家電リサイクル券用紙 発注数量表（自治体用）

一般財団法人家電製品協会  
家電リサイクル券センター

家電リサイクル券システム（販売店以外の者による料金回収方式）会員規約第7条第1項第2号の規定に基づく、家電リサイクル券用紙の発注数量の発注単位は下記の通りとします。

記

自治体用家電リサイクル券用紙：

発注単位	50部の整数倍
------	---------

適用開始年月日：平成13年3月16日

以上